

## 入札参加者心得書

### (入札参加者の資格)

第1条 競争入札には、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、参加することができない。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について定めた3年以内の期間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

### (建設工事に係る競争入札参加者の要件)

第2条 建設工事に係る競争入札の参加者は、前条の規定に該当しないもので、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けて引き続き1年以上建設業を営んでいなければならない。

2 市長が特に必要と認めるときは、前項に定めるもののほか、別に入札参加者の要件を定めることができる。

### (証明書類の提出)

第3条 第1条第1項及び前条第1項各号に掲げる事項に関しては、当該関係官公署の証明書その他必要な書類を提出しなければならない。

### (入札保証金)

第4条 入札参加者は、入札前に、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供することによって、これに代えることができる。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（支払地が弘前市であるものに限る。）
- (3) その他市長が確実に認めた担保

3 前項の担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

- (1) 国債及び地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の規定及びその例による金額
- (2) 政府の保証のある債券 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
- (3) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手の券面金額
- (4) その他市長が確実に認めた担保 別に定める額

4 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、開札が終わった後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後に還付する。

5 落札者は、入札保証金を契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

6 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

(入札保証金の免除申請) 第5条 入札参加者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金納付の免除を申請することができる。

- (1) 保険会社との間に市を被保険者とする定額てん補条件特約付入札保証保険契約（以下「入札保証保険契約」という。）を締結したとき。
- (2) 過去2か年の間に国（独立行政法人、公団等を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したとき。

2 前項の申請をしようとするときは、入札保証金免除申請書に入札保証保険証券又は当該関係官公署の契約履行証明書を添付しなければならない。

(入札手続)

第6条 入札参加者は、設計書、注文書、仕様書、図面、見本又は売買若しくは貸与する物件、契約条項、現場及び入札参加者心得書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。

この場合において、これらに疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札参加者は、所定の入札書に所定事項を記入し、記名押印のうえ、封書にして、所定の日時及び場所において入札しなければならない。
- 3 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることができない。
- 4 代理人をもって入札をする場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。ただし、年間を通じて同一代理人により入札をする場合は、年間委任状によることができる。
- 5 入札参加者又はその代理人は、同一の入札において、他の入札参加者の代理人となることができない。
- 6 前各項の規定にかかわらず、郵便による入札を行う場合の手続は、別に定めるところによる。

(入札の辞退)

第7条 入札に参加する者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

2 郵便による入札を行う場合における当該入札の辞退は、前項の規定にかかわらず、当該入札の日の前日までに当該入札を辞退する旨を記載した書類を持参しなければならない。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。(入札秩序の維持)

第8条 市長は、入札に際して当該入札を妨害若しくは不正の行為をするおそれのある者の入札を拒否し、又はその者を入札場外に退去させることができる。

(無効の入札) 第9条次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金の納付金額が不足である者のした入札
- (6) その他入札条件に違反した入札

(開札及び再度入札)

第10条 入札の開札は、公告又は通知をした入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において入札者が立ち合わないときは、当該入札事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

2 前項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）は、直ちに再度の入札を行うものとする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない市の職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金)

第12条 落札者は、契約を締結するときまでに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

2 前項の契約保証金の納付は、国債又は地方債のほか次に掲げる有価証券等を担保として提供させることによってこれに代えることができる。

(1) 第4条第2項第1号から第3号までに掲げる有価証券等

(2) 銀行若しくは市長が確実と認める金融機関の保証又は保証事業会社の保証

3 前項第2号の担保の価値は、その保証する金額とする。

4 第4条第3項の規定は、契約保証金についてこれを準用する。

5 契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)は、契約を履行したときに、これを還付する。

6 契約を締結した者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)は、市に帰属する。

(契約保証金の免除申請)

第13条 落札者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金納付の免除を申請することができる。

(1) 保険会社との間に市を被保険者とする定額てん補条件特約付履行保証保険契約(以下「履行保証保険契約」という。)を締結したとき。

(2) 第5条第1項第2号の規定に該当するとき。

2 前項の申請をしようとするときは、契約保証金免除申請書に履行保証保険証券又は当該関係官公署の契約履行証明書を添付しなければならない。

(契約書等の提出)

第14条 契約書を作成する場合には、落札者は、市長から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内に、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(保証人)

第15条 落札者は、契約の締結に当たり、市長が当該契約の履行を確保するため必要と認めたときは、自己と同等以上の資格及び能力を有すると認められる保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人が死亡し、又はその資格及び能力を失ったときは、遅滞なくこれに代わる保証人を立てなければならない。

(契約書の部数)

第16条 契約書は、2通(保証人を置く場合は、当該保証人の数を加えた数)を作成するものとする。